

第2期 事業報告

〔 平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで 〕

神戸港埠頭株式会社

事業報告

(平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期事業年度である平成 23 年度は、東日本大震災による影響に加え、円高、タイの洪水、欧州の経済危機といった非常に厳しい社会状況であったが、ポートセールスや集荷対策に港湾管理者と連携し取り組んだ結果、神戸港の内外貿を合わせたコンテナ取扱個数は、阪神淡路大震災以降最高の 2,626 千 TEU となりました。

当社では、平成 23 年 4 月 1 日に特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第 3 条第 1 項に基づく国土交通大臣による「指定会社」の指定を受け、同日、財団法人神戸港埠頭公社の業務・財産の全部を承継し、ポートアイランド及び六甲アイランドにおいて、外貿埠頭・フェリー埠頭の管理運営を開始しました。

一方、神戸港は、大阪港とともに阪神港として、平成 22 年 8 月に国際コンテナ戦略港湾に選定されたことを受けて、国際コンテナ戦略港湾に掲げる目標の実現に向けて、諸施策に取り組んでまいりました。

「民」の視点による経営を実現するため、民間人材を経営者に登用するとともに、営業推進体制の強化として、平成 23 年 4 月に戦略港湾施策の柱である集荷活動の推進を一元的に所管する「戦略港湾推進部」を新設し、幹部に民間人材を登用するなど、経営・組織体制の充実を図りました。

具体的な集荷活動として、大阪港と共同で阪神港の貨物集荷のために「阪神港セミナー」を開催し、また、地元自治体や経済団体と協力して瀬戸内・四国・九州からの貨物集荷を強化するために「阪神港利用に関する説明会」を開催するなど、海外トランシップ貨物の奪還・基幹航路の維持拡大に向けた取り組みを進めてまいりました。

この結果、各事業の収支は以下のとおりになりました。

① 外貿埠頭事業

当期の外貿埠頭事業は、建設事業として、六甲アイランド外貿埠頭のガントリークレーンの改良等を実施するとともに、埠頭貸付事業として、ポートアイランド及び六甲アイランドにおける外貿埠頭の管理運営を実施しました。

これらにより、営業収益は 7,633 百万円、一方、営業費用は維持修繕費として 663 百万円、租税公課は 681 百万円、減価償却費は 4,635 百万円、販売費及び一般管理費として 1,146 百万円となりました。

② フェリー埠頭事業

フェリー埠頭事業として、六甲アイランドにおけるフェリー埠頭の管理運営を実施しました。これにより、営業収益は437百万円、一方、営業費用は維持修繕費として10百万円、租税公課は39百万円、減価償却費は137百万円、販売費及び一般管理費として29百万円となりました。

以上、当期の営業収益合計は、8,071百万円となり、営業費用、販売費及び一般管理費 9,037百万円を減じた全事業営業損失は966百万円となりました。

これに、受取利息を含む営業外収益 57百万円を加算し、支払利息を含む営業外費用 2,155百万円を減算しますと、経常損失は3,063百万円となりました。

さらに、遊休資産の処分等による固定資産売却益の特別利益と、固定資産除却損等の特別損失を、それぞれ加減算いたしますと、税引前当期純損失は1,862百万円となりました。これから法人住民税及び事業税を減じた当期純損失は1,866百万円となりました。

(2) 設備投資の状況及び資金調達状況

当期の設備投資の状況は、下記のとおりとなっております。

単位：百万円

埠頭名	内容	実施額
R C6/7	クレーン制御装置更新 ※	280
P L1～15	受電施設更新(個別受電化) ※	262
P C18 西共同デポ	洗浄施設等整備工事	100
P C16/17 西H区画	ヤード整備工事	182
P C15	附帯設備整備工事	7

※特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第6条に基づく事業の財源は、国庫金無利子借入金(1～2割)、港湾管理者無利子借入金(1～2割)、特別転貸債借入金(3～4割)、自主財源等(3～4割)で構成されています。

上記設備投資にかかる資金調達については、下表のとおりとなっております。

単位：百万円

借入区分	R C6/7	P L1～15
国庫金無利子借入金	56	26.2
港湾管理者無利子借入金	56	26.2
特別転貸債借入金	84	104.8
市中銀行借入金	180	
合計	533.2	

上記以外は自主財源を充てております。

(3) 直近事業年度の財産及び損益の状況

区分	単位	第1期	第2期
売上高	百万円	-	8,071
経常損失	百万円	13	3,063
当期純損失	百万円	13	1,866
1株当たり当期純損失	円	22,413.06	2,624.20
総資産	百万円	26	93,292

(4) 対処すべき課題

阪神港の国際競争力を強化し、取扱貨物量を増大させるため、国際コンテナ戦略港湾である阪神港を一元的に管理運営する港湾運営会社として指定されるには、大阪港埠頭株式会社との経営統合が必要不可欠であります。

平成24年度中に神戸港として特例港湾運営会社の指定を受けるとともに、大阪港埠頭株式会社との経営統合に向けた検討を進めてまいります。

引き続き、「民」の視点による経営を推し進めるとともに、大阪港埠頭株式会社とも連携し、阪神港の取扱貨物量の増大に向けた効果的な集荷施策を展開してまいります。

(5) 主要な事業内容

外貿埠頭並びにフェリー埠頭等の建設、賃貸及び管理運営
コンテナ蔵置施設等物流施設の建設、賃貸及び管理運営
港湾振興に寄与する集荷・集客促進事業の実施

(6) 主要な営業所

本社 神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号 神戸商工貿易センタービル16階

(7) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減(△)数
48	皆増

注1 従業員数は、平成23年度における正社員(神戸市からの派遣者含む)、嘱託職員及び出向社員の数であり、アルバイト及び人材派遣会社からの派遣者は含んでいません。

2 前期末比増減数は、今期、財団法人神戸港埠頭公社から職員を受け入れたため皆増

(8) 主要な借入先及び借入額

(単位：百万円)

借入先	借入残高
国土交通省	11,876
神戸市	24,545
三井住友銀行	15,410

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 1,000,000 株

(2) 発行済株式総数 711,860 株

(3) 株主の状況

株主	持株数	持株比率
神戸市	711,260 株	99.92%
三井住友銀行	600 株	0.08%

(4) その他株式に関する重要事項

特定外貿埠頭の管理運営に関する法律附則第4条の規定により、平成23年4月1日に、財団法人神戸港埠頭公社は当社に対して財産の全部を出資し、当社はその出資の対価として新株式を710,660株発行し、会社設立時に発行しました600株と合わせまして、発行済株式が711,260株となりました。

また、平成24年3月26日を払込期日とする三井住友銀行に対する第三者割当による新株式を600株発行しました。

その結果、発行済株式総数が711,860株となりました。

3. 会社役員に関する事項

平成 24 年 3 月 31 日現在

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
犬伏 泰夫	代表取締役社長	株式会社神戸製鋼所 相談役
黒住 章久	代表取締役専務(3/31 退任)	株式会社神戸フェリーセンター 取締役
中村 光男	常務取締役(経営管理部担当)	
計谷 和明	常務取締役(戦略港湾推進部担当)	
桜井 秀憲	常務取締役(工務部担当)	
山藤 浩	取締役	日本郵船株式会社 港湾国内グループ グループ長
田副 忠亮	取締役	株式会社上組 取締役常務執行役員
岡口 憲義	取締役	神戸市みなと総局長 株式会社神戸フェリーセンター 代表取締役
黒田 勝彦	監査役	大阪港埠頭株式会社 社外取締役
大塚 明	監査役	弁護士

- 平成 23 年 4 月 1 日付で犬伏泰夫は代表取締役社長に、黒住章久は代表取締役専務に、中村光男は常務取締役（経営管理担当）に、計谷和明は常務取締役（戦略港湾推進担当）に就任し、平成 23 年 6 月 21 日付けで桜井秀憲は常務取締役（工務担当）に就任しており、山藤浩、田副忠亮、岡口憲義は、会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役であります。なお、黒住章久は平成 24 年 3 月 31 日をもって取締役を退任しております。
- 平成 23 年 4 月 1 日に黒田勝彦が監査役に就任し、平成 23 年 6 月 21 日に奥野耕三が監査役を辞任し、同日付で、新たに大塚明が監査役に就任しております。なお、両名とも会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役であります。

4. 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額	摘 要
取締役	7 人	56,008,135 円	株主総会承認限度額 取締役 9 名に対し、月額 900 万円以内
監査役	3 人	4,265,466 円	株主総会承認限度額 監査役 2 名に対し、月額 100 万円以内
合計	10 人	60,273,601 円	

注 期末現在の人員は、取締役 8 名、監査役 2 名ですが、支給人員と相違しているのは次の理由によります。

- （1）取締役について、無報酬の社外取締役が 1 名いるため。
- （2）監査役について、平成 23 年 6 月 21 日に奥野耕三が辞任し、同日付けで、新たに大塚明が就任したため。

5. 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役	山藤 浩	当事業年度中に 5 度開催された取締役会の全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	田副 忠亮	当事業年度中に 5 度開催された取締役会のうち 4 回に出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	岡口 憲義	当事業年度中に 5 度開催された取締役会のうち 3 回に出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	黒田 勝彦	当事業年度中に 5 度開催された取締役会のうち 4 回に出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	大塚 明	就任後に 4 度開催された取締役会の全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	奥野 耕三	辞任前の第 1 回取締役会に出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

6. 社外役員責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役、社外監査役の全員と責任限定契約を締結しており、内容は次のとおりであります。

①社外取締役の責任限定契約

社外取締役は、本契約締結後、その職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。

②社外監査役

社外監査役は、本契約締結後、その職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。

7. 会計監査人の状況

- (1) 名称 新日本有限責任監査法人
- (2) 報酬等の額 5,000 千円
- (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
特記すべき事項は有りません。

8. 会社の体制及び方針

当社は、内部統制体制を確立するため、平成 23 年 3 月 18 日開催の取締役会で「内部統制システムの整備に関する基本方針」（平成 23 年 4 月 1 日施行）を制定しました。

当該基本方針の内容は次のとおりであります。

- 1 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社の取締役は、企業活動のあらゆる場面において関係法令や定款を厳格に遵守する。
 - ② 業務の適正を確保する体制を確立するため、専務取締役をコンプライアンス担当役員とし、コンプライアンス担当役員は、監査役と協力して未然に法令定款違反を防止する。
 - ③ 取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見したときには、直ちに取締役会に報告し、適切な処置をとるものとする。
 - ④ 監査役は、コンプライアンスの運用に問題があると認めるときには、取締役会において意見を述べるとともに、その改善策の策定を求めることができる。
- 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 当社における取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程、文書分類表に基づき適切に保存及び管理を行い、また、必要に応じ閲覧が可能となるようにする。
- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① リスクの把握とその管理及び管理の体制等について、全社的対応は総務課が行い、各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が対応することとする。
 - ② 必要に応じて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。
 - ③ 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、損害の発生を最小限にとどめる体制を整えるものとする。
- 4 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
 - ① 事業活動に際し社内全体における意思統一を図るため、取締役会において経営計画を策定し、当該経営計画に基づき取締役は職務を執行する。
 - ② 取締役会を必要に応じて適宜に開催することとし、当社の経営方針にかかわる重要事項については、常勤取締役の合議により事前に審議を行い、業務執行状況を監督する。
 - ③ 取締役の職務の執行を迅速かつ効率的にするため、事案決定規程その他の業務運営規程に基づき、各取締役及び社員の職務権限を定め、さらに必要に応じ職務権限を移譲する。
- 5 社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 社員が業務を行うに当たり法令及び定款を遵守するための体制を整備し、併せて社員に対するコンプライアンス教育及び啓発活動を行う。

- ② 当社の事業活動において法令・定款違反等の発生及びその可能性のある事項を早期に発見し是正するための内部通報制度を整備し、社員及び関係者からの報告体制を整える。
- 6 監査役の職務を補助すべき社員に関する体制と当該社員の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合には、監査役を補助すべき社員として監査役補助者を社員の中から任命することが出来ることとする。
 - ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査役補助者は、その命令に関して取締役の指揮命令を受けないものとし、取締役からの独立性を確保する。
- 7 取締役及び社員が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
- ① 取締役は、取締役会規則の定めに従い、会社の業務執行の状況その他必要な情報を取締役会において報告又は説明する。
 - ② 取締役及び社員が会社の信用又は業績について重大な被害を及ぼす事項又はそのおそれのある事項を発見した場合にあっては、監査役に対し速やかに当該事項を報告するものとする。
 - ③ 監査役は、職務の執行に当たり必要となる事項について、取締役及び社員に対して随時その報告を求めることができ、当該報告を求められた者は速やかに当該報告を行うものとする。
 - ④ 監査役は、代表取締役社長及び取締役並びに会計監査人と必要に応じて意見交換を行う。